

労働者派遣事業に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に基づき、以下のとおり事業所の情報を提供します。

対象期間：令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで

事業所の名称	株式会社 さわらび
事業所の所在地	〒640-8422 和歌山市松江東 2 丁目 878 番地の 1

① 派遣労働者の数	20 名
② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数	3 社
③ 労働者派遣に関する料金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	14,564 円
③ 派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	10,408 円
5 マージン率 （派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た割合）	28.5%
⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	
・キャリアコンサルティング	事務所内に相談窓口設置 社外産業カウンセラーによるキャリアアップ制度有り
・教育訓練内容 （社内外問わず 賃金支給有り、派遣労働者負担無し）	ビジネスマナー（交通マナー）・事故対応研修・食中毒予防研修・感染症対策研修・人権研修・虐待防止研修 権利擁護研修・介護技術研修・法令遵守（個人情報保護）研修・防災知識・災害時対応研修
⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	福利厚生・定期健康診断・有給休暇及び特別休暇制度有り 資格取得支援制度有り 社外メンタルカウンセラー相談窓口有り

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか	・締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	・弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	・令和 9 年 3 月 31 日